

別記(一) 要本書

今回当所より事業の振のるを以て松五郎の解雇を以てしあるか否を以てして
者の被雇傭者の立場よりいふに要件取消を要求した

此のに当所は今日の金見に於て昨日金見に於りるに因りて何事なるに對するに
意をなすなかつた 依つて吾々は改めて次の如き要本を提出せしむる事ある

一八幡齋三郎 粟生田 齊一郎 河室一郎 高野照八

右四名の解雇を取消すこと

一最低賃金一圓五十文を支給すること

一二年二回の定期昇給制度を設くること

一一日八時間労働制の設定

一健康保険金主人側全額負担

一衛生設備の改善

一夜業の財月財月制に労金支給

一二年一回所個費用負担の慰安金奉り

一湯敷設置

一師病と公傷と認むるにレ

一公傷の場合に傷戻金の外法席中の賃金全額支給

一この年次に依り機嫌者など絶対出さるること

一年次中の日給全額支給

一年次中の費用全額所側負担

向部新治外三十一名